

所得の低い方、子育て世帯へ

臨時給付金で増税負担減

公明党横浜市議員団

仁田まさとし

4月から8%に引き上げることになりました。

られた消費税には、所得の少ない方ほどその負担が重くなるという「逆進性」の課題があります。そのような問題があります。そのよう

な消費税増税の影響を軽減するため、公明党は所得の低い方へ「臨時福祉給付金」を、子育て世帯向けに「子育て世帯臨時特例給付金」を支給し、支援することが必要だと主張し、実施されることを開示しました。



仁田まさとし プロフィール

- 横浜市会副議長
- 市民・文化観光・消防委員会
- 孤立を防ぐ地域づくり特別委員会
- ◇施政方針は「動く、創る、変える。」
- ホームページ <http://www.nitta-m.jp/>

日本語だけでなく、英語、中国語、韓国語にも対応しています。

横浜市内の支給対象者は合わせて約84万人と推計されます。どちらの給付金も受け取りには申請が必要で、対象と思われる方には7月中旬に郵送で案内が届く予定です。支給開始は8月以降になります。

市は両給付金に関する疑問に対応する専用のコールセンターを開設しました。

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
【支給対象者】	2014年1月1日時点で住民基本台帳に登録されている人で、①と②に該当する人 ①14年度市民税(均等割)が課税されていない人※ただし、市町村民税(均等割)が課税されている人の扶養親族等は除く ②生活保護等を受けていない人	2014年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給しており、13年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人
【給付額】	1人につき10,000円 ※基礎年金受給者、児童扶養手当受給者、特別障害者手当受給者等には、5,000円を加算	支給対象者の14年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童 ※ただし、臨時福祉給付金の対象者および生活保護等の被保護者は除く 対象児童1人につき10,000円

詳細は専用コールセンター ☎0120-400-575(午前9時~午後6時)

「がん撲滅」へ向け

日本では「がん」により3人に1人の尊い命が失われています。その「がん」の撲滅に向けて総合的に施策を進めていくために、6月3日に閉会した市会第2回定例会で「横浜市がん撲滅対策推進条例」が全議員の提案により成立しました。

適切な治療や情報提供、事業者にはがん予防の環境整備という責務などを定めています。さらに、予防や早期発見の推進、患者、家族らの支援、緩和ケアや在宅医療の充実、がん研究の推進なども定めています。

条例は市に施策の推進や市民への啓発、市民には生活習慣の改善やがん検診の受診、保健医療関係者には

公明党は国において「がん対策基本法」の制定を推進し、放射線治療や化学療法、緩和ケアなどの整備に取り組んでいます。今後、国・県と連携し、がん対策を進めていきます。

共同提案で2条例成立

ほかにも、横浜が子供にとって優しいまちであることを目指した「横浜市子ども虐待から守る条例」と責

も成立しました。この2つの条例は、自民

任ある財政運営と財政の健全性維持を目指す「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」を

目指して尽力いたします。